

目 次

第 1 編 総 則

第 1 節	計画の目的	1-2
第 2 節	計画の概要	1-3
	1 計画の内容	
	2 大阪府地域防災計画等との関係	
	3 計画の修正	
	4 計画の周知徹底	
第 3 節	防災関係機関の責務	1-4
第 1	防災関係機関の業務大綱	
	1 阪南市（阪南市教育委員会及び阪南岬消防組合を含む）	
	2 大阪府	
	3 大阪府警察（泉南警察署）	
	4 指定地方行政機関	
	5 指定公共機関、指定地方公共機関	
	6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	
	7 陸上自衛隊（第 3 師団第 3 7 普通科連隊）	
第 2	市民、事業所の基本的責務	
第 4 節	阪南市の災害環境	1-18
第 1	市の概況	
	1 自然的条件	
	2 社会的条件	
	3 地震環境	
第 5 節	災害の想定	1-22
第 1	対象とする災害	
第 2	地震被害想定	
第 3	東南海・南海地震（海溝型地震）	
第 6 節	防災に関する基本方針(防災ビジョン)	1-24
第 1	行政の責務と市民の心構え	
第 2	防災施策の大綱	
	1 災害に強いまちづくり	
	2 災害に強い人づくり	
	3 災害への適切な対応	

第2編 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 災害危険区域	2-2
第1 法令により指定されている災害危険区域	
第2 その他の災害危険区域	
第2節 水害予防対策の推進	2-8
第1 河川の改修	
第2 水害防止対策の推進	
第3 高潮対策	
第4 ため池対策	
第5 浸水対策	
第6 農業用河川工作物対策	
第3節 土砂災害予防対策の推進	2-17
第1 土石流対策	
第2 急傾斜地崩壊対策	
第3 地すべり対策	
第4 土砂災害警戒区域等における防災対策	
第5 治山対策	
第6 宅地防災対策	
第4節 東南海・南海地震による津波被害防止対策の推進	2-26
第1 海岸保全事業の推進	
第2 東南海・南海地震による津波からの防護のための施設の整備等	
第3 水門・樋門等の点検	
第4 警戒避難体制の確立	
第5節 液状化予防対策	2-28
第6節 二次災害予防対策	2-29
第7節 警戒体制の確立	2-31
第1 水害警戒体制	
第2 土砂災害警戒体制	
第3 地震災害警戒体制	
第8節 都市の防災化の推進	2-37
第1 市街地の整備	
第2 防災空間(オープンスペース)の整備	
第3 道路・橋りょうの整備	
第9節 建築物災害予防対策の推進	2-45
第10節 危険物等災害予防対策の推進	2-48

第 1 1 節	農林水産関係対策	2-51
第 1 2 節	ライフライン関係災害予防対策	2-53
第 1	電気通信	
第 2	電力	
第 3	ガス	
第 4	上水道	
第 5	下水道	
第 6	鉄道	
第 1 3 節	海上等における石油等危険物の大量流出 災害予防対策	2-61

第 2 章 災害に強い人づくり

第 1 節	自主防災組織の育成	2-62
第 2 節	防災知識の普及と防災調査の推進	2-65
第 1	防災知識の普及	
第 2	防災調査の推進	
第 3 節	災害時要援護者体制の整備	2-72
第 4 節	ボランティア育成の推進	2-75

第 3 章 災害への適切な対応

第 1 節	総合的防災体制の整備	2-77
第 1	防災事前対策体制の整備	
第 2	防災中枢組織体制の整備	
第 3	防災資機材等の整備	
第 4	防災訓練の実施	
第 5	広域応援体制の整備	
第 6	防災拠点の整備	
第 7	自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備	
第 8	災害広報体制の整備	
第 2 節	災害通信施設及び情報収集伝達体制等の整備	2-89
第 3 節	火災予防対策の推進	2-93
第 1	一般火災対策	
第 2	林野火災対策	

第 4 節 避難収容体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	2-100
第 1 避難地、避難路の選定		
第 2 避難地、避難路の安全性の向上		
第 3 避難所の選定・整備		
第 4 避難誘導体制の整備		
第 5 応急仮設住宅の建設予定地		
第 6 応急危険度判定体制の整備		
第 7 斜面判定制度の普及啓発		
第 5 節 災害応急対策実施のための事前対策	・ ・ ・ ・ ・	2-108
第 1 給水体制の整備		
第 2 食料・生活必需品等供給体制の整備		
第 3 医療・救護体制の整備		
第 4 緊急輸送体制の整備		
第 5 ごみ・し尿処理体制の整備		
第 6 応急教育対策		
第 7 文化財災害予防対策		
第 6 節 ライフライン確保体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	2-129
第 1 上水道		
第 2 下水道		
第 3 電力		
第 4 ガス		
第 5 電気通信		
第 6 住民への広報		
第 7 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	・ ・ ・ ・ ・	2-133

第3編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象情報の収集伝達	3-2
第1 気象予警報等	
第2 知事の発表する水防警報	
第3 雨量・水位等に関する情報	
第4 ため池水位の通報	
第5 災害危険個所における情報	
第6 火災警報	
第2節 組織動員	3-16
第1 災害警戒本部	
第2 災害対策本部	
第3 動員配備	
第3節 警戒活動	3-38
第1 水防活動	
第2 土砂災害応急対策	
第4節 避難誘導	3-44
第1 避難の勧告・指示	
第2 避難者の誘導	
第3 警戒区域の設定	
第4 避難所の開設等	
第5 各種施設等の避難対策	

第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集伝達	3-55
第1 被害情報等の収集伝達	
第2 災害通信体制	
第3 災害広報	
第2節 広域応援等の要請・受入れ	3-73
第1 関係機関等への応援の要請	
第2 緊急消防援助隊の派遣要請	
第3 広域応援等の受入れ	
第4 自衛隊派遣要請	
第5 民間協力団体及びボランティアの受入れ	
第6 各機関による連絡会議の設置	
第3節 災害救助法の適用	3-83
第4節 避難救助等に関する活動	3-85

第 1	避難所の開設・管理、運営	
第 2	救出・救急活動	
第 5 節	生活救援活動	3-90
第 1	給水活動	
第 2	食料の供給	
第 3	生活必需品等の供給	
第 4	医療・救護活動	
第 5	義援金品の配分	
第 6	応急教育等	
第 7	応急仮設住宅の建設等	
第 8	災害警備活動	
第 6 節	交通規制・緊急輸送等活動	3-117
第 1	緊急交通規制	
第 2	緊急輸送活動	
第 3	障害物除去活動	
第 7 節	環境衛生活動	3-128
第 1	防疫活動	
第 2	清掃活動	
第 3	遺体の搜索・処理・埋葬	
第 8 節	福祉活動	3-136
第 1	要援護高齢者、障害者等の被災状況の把握等	
第 2	被災した要援護高齢者、障害者等への支援活動	
第 9 節	社会秩序の維持	3-138
第 1	住民への呼びかけ	
第 2	物価の安定及び物資の安定供給	
第 10 節	公共施設等応急対策	3-139
第 1	市有施設	
第 2	社会福祉施設	
第 3	医療衛生施設	
第 4	土木施設	
第 5	農業用施設等	
第 11 節	ライフライン関係災害応急対策	3-142
第 1	電気通信	
第 2	電力	
第 3	ガス	
第 4	上下水道	
第 5	鉄道	
第 6	道路	
第 12 節	農水畜産物災害応急対策	3-150
第 1	農業施設	
第 2	漁業施設	
第 3	農作物	
第 4	畜産	

第4編 地震災害応急対策

第1章 初動期の活動

第1節 組織動員	4-2
第1 災害警戒本部	
第2 災害対策本部	
第3 動員配備	
第2節 地震情報等の収集伝達	4-24
第1 津波予報及び地震・津波に関する情報	
第2 地震及び津波に関する情報の伝達系統	
第3節 津波対策	4-30
第1 住民への周知	
第2 避難対策等	
第3 ライフライン事業者の活動	
第4 交通対策	
第4節 被害情報の収集伝達	4-36
第1 被害情報等の収集伝達	
第2 災害通信体制	
第3 災害広報	
第5節 広域応援等の要請・受入れ	4-53
第1 関係機関等への応援の要請	
第2 緊急消防援助隊の派遣要請	
第3 広域応援等の受入れ	
第4 自衛隊派遣要請	
第5 民間協力団体及びボランティアの受入れ	
第6 各機関による連絡会議の設置	
第6節 初動期の活動に関する対応	4-63
第1 救出・救急活動	
第2 医療・救護活動	
第3 緊急輸送活動	
第4 ライフライン関係緊急対応	
第7節 避難誘導	4-80
第1 避難の勧告・指示	
第2 避難者の誘導	
第3 警戒区域の設定	
第4 各種施設等の避難対策	

第 8 節 二次災害の防止 4-90

- 第 1 公共土木施設等
- 第 2 被災建築物の応急危険度判定の実施
- 第 3 大規模災害
- 第 4 危険物等災害応急対策
- 第 5 高層建築物災害応急対策

第 9 節 交通の安全確保 4-97

- 第 1 被害状況の報告
- 第 2 各施設管理者における対応

第 2 章 応急復旧期の活動

第 1 節 災害救助法の適用 4-98

第 2 節 避難所の開設・運営 4-100

- 第 1 避難所の開設
- 第 2 避難所の管理・運営

第 3 節 生活救援活動 4-103

- 第 1 給水活動
- 第 2 食料の供給
- 第 3 生活必需品等の供給
- 第 4 義援金品の配分
- 第 5 応急教育等
- 第 6 応急仮設住宅の建設等
- 第 7 災害警備活動

第 4 節 交通関連等活動 4-122

- 第 1 緊急交通規制
- 第 2 障害物除去

第 5 節 環境衛生活動 4-127

- 第 1 防疫活動
- 第 2 清掃活動
- 第 3 遺体の搜索・処理・埋葬

第 6 節 福祉活動 4-135

- 第 1 要援護高齢者、障害者等の被災状況の把握等
- 第 2 被災した要援護高齢者、障害者等への支援活動

第 7 節 社会秩序の維持 4-137

- 第 1 住民への呼びかけ
- 第 2 物価の安定及び物資の安定供給

第 8 節 公共施設等応急対策 4-138

- 第 1 市有施設
- 第 2 社会福祉施設
- 第 3 医療衛生施設
- 第 4 土木施設
- 第 5 農業用施設等

第 9 節 ライフライン関係地震災害応急対策 4-141

- 第 1 電気通信
- 第 2 電力
- 第 3 ガス
- 第 4 上下水道
- 第 5 鉄道
- 第 6 道路

第 10 節 農水畜産物地震災害応急対策 4-149

- 第 1 農業施設
- 第 2 漁業施設
- 第 3 農作物
- 第 4 畜産

第 3 章 東海地震の警戒宣言に伴う対応 4-151

- 第 1 計画の目的等
- 第 2 東海地震注意情報発表時の措置
- 第 3 警戒宣言が発せられた時の対応措置
- 第 4 市民、事業所に対する広報

第5編 その他災害応急対策

第1節	消防計画	5-2
第2節	大規模火災に対する計画	5-8
第3節	危険物等災害応急対策計画	5-12
第4節	高層建築物災害応急対策計画	5-15
第5節	海上における石油等危険物の大量流出災害に対する計画	5-17
第6節	航空機事故に対する計画	5-18
第7節	突発重大事故に対する計画	5-20

第6編 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節	民生安定計画	6-2
第1	住宅の確保	
第2	雇用機会の確保	
第3	義援金品の受付け及び配分	
第4	災害時における日本郵政公社の業務に係る 災害特別事務取扱い及び援護対策	
第5	り災証明の交付	
第2節	公共施設等の復旧計画	6-5
第1	復旧事業計画の策定	
第2	復旧計画	
第3	激甚災害の指定	
第4	激甚災害指定による財政援助	
第3節	経済秩序安定計画	6-7
第1	市税の徴収猶予及び減免	
第2	融資計画	
第3	被災者生活支援金	
第4	流通機能の回復	

第2章 復興の基本方針

第1	基本方針の決定	
第2	原状復旧	
第3	復興計画の作成	